

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（精神障害者旅客運賃割引規則の制定等に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第1条 東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）の経営する鉄道と当社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸並びに当社線、当社を除く旅客会社の経営する鉄道と当社を除く旅客会社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・索道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸（以下これらを「連絡運輸」という。）については、別に公告する場合を除いて、この規則を適用する。</p> <p>2 当社と連絡運輸を行う連絡会社・経由運輸機関名及び区間・接続駅・乗車券類の種別及び特殊取扱事項は、一時限りの連絡運輸を除いて、別表に定める。</p> <p>(注) 別に公告するもののおもなものは、次の各号に掲げるとおりである。</p> <p>(1) 身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 6 号）</p> <p>(2) 戦没者遺族旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 10 号）</p> <p>(3) 知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月東海旅客鉄道株式会社公告第 35 号）</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第1条 東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）の経営する鉄道と当社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸並びに当社線、当社を除く旅客会社の経営する鉄道と当社を除く旅客会社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・索道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸（以下これらを「連絡運輸」という。）については、別に公告する場合を除いて、この規則を適用する。</p> <p>2 当社と連絡運輸を行う連絡会社・経由運輸機関名及び区間・接続駅・乗車券類の種別及び特殊取扱事項は、一時限りの連絡運輸を除いて、別表に定める。</p> <p>(注) 別に公告するもののおもなものは、次の各号に掲げるとおりである。</p> <p>(1) 身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 6 号）</p> <p>(2) 戦没者遺族旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 10 号）</p> <p>(3) 知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月東海旅客鉄道株式会社公告第 35 号）</p> <p><u>(4) 精神障害者旅客運賃割引規則（令和 6 年 12 月社通達第 56 号）</u></p>
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車券の有効期間)</p> <p>第 75 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>イ 片道乗車券</p> <p>(イ) 一般の場合</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合</p> <p>東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、こ</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車券の有効期間)</p> <p>第 75 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>イ 片道乗車券</p> <p>(イ) 一般の場合</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ロ) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合</p> <p>東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、こ</p>

現 行	改 正																				
<p>の区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。</p> <p>a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線 秩父鉄道株式会社線 (中略) 東葉高速鉄道株式会社線 <u>新京成電鉄株式会社線</u> (以下略)</p> <p>別表 (別冊) (前略)</p> <p><u>(401) 富山地方鉄道株式会社線</u></p> <p><u>規則別表</u></p> <table border="1" data-bbox="188 799 1111 1233"> <thead> <tr> <th><u>連絡会社名</u></th> <th><u>経由運輸機関名及び 区間</u></th> <th><u>接続駅</u></th> <th><u>乗車券類の種別</u></th> <th><u>特殊取扱 事項</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山地方 鉄道株式 会社 本線</td> <td>東日本・東海・西日本 旅客会社線</td> <td>高山本線 富山</td> <td>片、往、団</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同</td> <td>北陸新幹線 黒部宇奈月温泉 高山本線</td> <td>同</td> <td></td> </tr> <tr> <td>立山線</td> <td>同</td> <td>富山</td> <td>同</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	<u>連絡会社名</u>	<u>経由運輸機関名及び 区間</u>	<u>接続駅</u>	<u>乗車券類の種別</u>	<u>特殊取扱 事項</u>	富山地方 鉄道株式 会社 本線	東日本・東海・西日本 旅客会社線	高山本線 富山	片、往、団			同	北陸新幹線 黒部宇奈月温泉 高山本線	同		立山線	同	富山	同		<p>の区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。</p> <p>a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線 秩父鉄道株式会社線 (中略) 東葉高速鉄道株式会社線 <u>(削る)</u> (以下略)</p> <p>別表 (別冊) (前略)</p> <p><u>(削る)</u></p>
<u>連絡会社名</u>	<u>経由運輸機関名及び 区間</u>	<u>接続駅</u>	<u>乗車券類の種別</u>	<u>特殊取扱 事項</u>																	
富山地方 鉄道株式 会社 本線	東日本・東海・西日本 旅客会社線	高山本線 富山	片、往、団																		
	同	北陸新幹線 黒部宇奈月温泉 高山本線	同																		
立山線	同	富山	同																		
	<p>(以下略)</p>																				

附則

この通達は、令和7年4月1日から施行する。